

# **瑞穂町農業委員会委員候補者及び瑞穂町農地利用最適化推進委員候補者の推薦・募集要領**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部改正に伴い、瑞穂町及び瑞穂町農業委員会では、農業委員会委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者を募集します。

## **1 推薦及び募集の対象**

- (1) 瑞穂町農業委員会委員候補者
- (2) 瑞穂町農地利用最適化推進委員候補者

## **2 募集期間**

いずれも令和8年1月26日（月）から令和8年3月6日（金）まで

## **3 推薦及び応募の資格**

- (1) 推薦を受けることができる方又は応募できる方は、次のいずれにも該当する方です。
  - ①農業委員会委員候補者  
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方
  - ②農地利用最適化推進委員候補者  
農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方で、担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方
- ※いずれも、法令等により農業委員会委員または農地利用最適化推進委員と兼職が禁止されている職にない方
- (2) 次のいずれかに該当する方は、委員となることはできません。
  - ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

## **4 推薦及び応募の方法**

- (1) 農業委員会委員候補者

- ①推薦

- (ア) 個人推薦

農業者3人以上が推薦者となり農業委員会委員候補者を推薦する場合は、「瑞穂町農業委員会委員候補者推薦書（個人推薦）」に必要事項を記入し町に提出してください。

#### (イ) 法人又は団体推薦

法人又は団体の代表者が推薦者となり農業委員候補者を推薦する場合は、「瑞穂町農業委員会委員候補者推薦書（法人又は団体推薦）」に必要事項を記入し町に提出してください。

#### ②応募

農業委員会委員候補者として応募する場合は、「瑞穂町農業委員会委員候補者募集応募申込書」に必要事項を記入し町に提出してください。

### (2) 農地利用最適化推進委員

#### ①推薦

##### (ア) 個人推薦

農業者3人以上が推薦者となり農地利用最適化推進委員候補者を推薦する場合は、「瑞穂町農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦）」に必要事項を記入し農業委員会に提出してください。

##### (イ) 法人又は団体推薦

法人又は団体の代表者が推薦者となり農地利用最適化推進委員候補者を推薦する場合は、「瑞穂町農地利用最適化候補者推薦書（法人又は団体推薦）」に必要事項を記入し農業委員会に提出してください。

#### ②応募

農地利用最適化推進委員候補者として応募する場合は、「瑞穂町農地利用最適化推進委員候補者募集応募申込書」に必要事項を記入し町に提出してください。

### (3) 提出先

#### ①持参の場合

瑞穂町農業委員会事務局（瑞穂町役場庁舎2階 協働推進部産業経済課農政係）

#### ②郵送の場合

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335

瑞穂町農業委員会事務局（瑞穂町役場 産業経済課内）

## 5 候補者の選考

「瑞穂町農業委員会委員候補者評価委員会」及び「瑞穂町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」で書類審査を行い、その意見を参考に決定します。必要に応じて、面接を行う場合もあります。

## 6 選考結果の通知

選考結果は、候補者本人に通知します。

## 7 個人情報の取扱い

推薦及び応募により取得した個人情報は、候補者の選考以外の目的に使用することはあ

りません。

## 8 定数等

- (1) 瑞穂町農業委員会委員 12人
- (2) 瑞穂町農地利用最適化推進委員 3人

※農地利用最適化推進委員の人数及び担当する区域

区 域	人 数
元狭山	1人
長岡	1人
上記以外の区域	1人

## 9 任期

- (1) 瑞穂町農業委員会委員  
任命の日（令和8年7月20日）から3年間
- (2) 瑞穂町農地利用最適化推進委員  
委嘱の日（令和8年7月20日）から3年間

## 10 主な職務

- (1) 瑞穂町農業委員会委員
  - ・農地法等の法令に基づき農業委員会の権限に属する事項についての活動や審議
  - ・耕作放棄地の発生防止や解消など、農地の利用の最適化に関する事項についての活動や審議
  - ・毎月1回会議（総会）の開催 ※毎月23日前後で平日午後の開催になります。
  - ・研修会等への参加
  - ・農業委員会だよりの発行
  - ・農業委員会年間活動計画に基づく活動
- (2) 瑞穂町農地利用最適化推進委員
  - ・農地法等の法令に基づき農業委員会の権限に属する事項についての活動
  - ・担当する地域の耕作放棄地の発生防止や解消など、農地の利用の最適化に関する事項についての活動
  - ・毎月1回会議（総会）の開催 ※毎月23日前後で平日午後の開催になります。
  - ・研修会等への参加
  - ・農業委員会だよりの発行
  - ・農業委員会年間活動計画に基づく活動

※瑞穂町の場合、国が定めた基準により農地利用最適化推進委員の人数が少ないため、地域での現場活動に支障を及ぼすことがないよう、農業委員と連携した活動を行います。

## **1.1 身分及び報酬額**

いずれも地方自治法に規定される瑞穂町非常勤特別職の職員で、条例に基づき報酬を支給します。

### **【推薦及び応募に関する問い合わせ】**

〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335

瑞穂町農業委員会事務局（産業経済課内）

電話 042-557-7630

FAX 042-556-3401

メール sangyo@town.mizuho.tokyo.jp